

財 第 4 5 3 号

令和 2 年 8 月 2 4 日

各 部・課 長

副 市 長 山 崎 健 二

令和 3 年度予算編成について（依命通知）

令和 3 年度予算編成にあたっては、以下の基本的な考え方に沿って、
予算編成作業を進められたい。

令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症は、今なお世界
中で拡大を続けており、人々の生命を脅かすだけでなく、世界経済
にこれまでに経験したことがないような大きな打撃を与えている。

日本でも感染拡大を受け、政府は 4 月 7 日に緊急事態宣言を発令し、
不要不急な外出の自粛を要請した。それを受け、学校休業や店舗の休
業、移動の制限など、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼした。
緊急事態宣言解除後、再び 7 月以降に急激な感染者の増加となり、医
療体制のひっ迫や、経済活動の制限、市民生活への影響は今なお続い
ている。

本市においては、医療関係者をはじめ多くの人々のご協力のもと、
様々な対策を講じているが、県内市町村の中で最多の感染者数が続き、

感染拡大防止に苦慮しているところであり、そのような中で、市内経済はほぼ全ての業種で大きな打撃を受けている。この苦しい経営状況もあり、千葉県内の解雇等見込み労働者数も他県に比べ多くなっている。

世界中で、ワクチンや治療薬の開発が急がれているが、その間も感染リスクを抱えながら社会経済活動を継続していく必要があり、そのために「新しい生活様式」を作り上げていく必要がある。市としては、新型コロナウイルス感染症が招いた危機的状況に苦しむ人々や企業を支援していくための業務を推進するために、多くの財源が必要となる。

一方で、本市の財政状況は、これまでの保育需要の増加や高齢化による社会保障経費の増大や、清掃工場の整備などの起債による市債残高増加による公債費の増大により、財源調整基金が大幅に減少し続けており、厳しい状況に置かれている。

それに加え、内閣府が8月17日に発表した、令和2年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値は年率換算で27.8%減となり、リーマンショック後の平成21年1～3月期の17.8%減を上回る戦後最悪の落ち込みと言われている。なかでも、GDPの半分以上を占める個人消費の落ち込みが大きく、企業の設備投資もマイナスとなっている。そ

ういった、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済への打撃を受け、法人市民税や個人市民税、地方消費税交付金など多くの歳入の減少が見込まれるため、ますます厳しい状況となることは明らかである。

終息時期が読めない新型コロナウイルス感染症への対応という新たな課題が加わった中で、厳しい財政状況のもと、限られた財源により効果的な事業を実施してくためには、昨年度から集中的に取り組んでいる行財政改革を着実に推進していく必要がある。「新しい生活様式」に対応した事業を考える一方で、既存事業についてもその役割や効果を厳しく検証し、より効果的・効率的に事業を実施するよう留意されたい。

【令和3年度予算編成について】

これまで述べたとおり、令和3年度以降は、長期的に歳入が減り、財源調整基金も少なくなっていく状況で、感染症の拡大を防止しながら、これまで以上に市民生活を守るための事業を実施する必要があることから、「新しい生活様式」に対応していくべき事業を、しっかりと検討したうえで予算要求すること。また、より効率的・効果的な制度へと見直しを図っていくことができない場合には、既存事業全てをこれまで通り実施していくことが困難となることも想定されるため、全職員が意識して制度改革を進めること。

以上を受け、令和3年度予算編成においては、次の3つの方針を示す。

- ・財源調整基金繰入金を35億円程度とする

(うち20億円程度は税込等の減に充てるため、実質15億円程度の繰り入れとなる)

- ・普通建設事業費は令和2年度と比較し、大幅な削減をする
- ・新型コロナウイルス感染症への対策として、医療提供体制や安全な市民生活の確保、地域経済の維持に必要な経費を適切に計上する

以下に、予算編成にあたっての基本事項を示すので、これにより適切に対処されたい。

基 本 事 項

1. 予算要求にあたっては、事業の優先順位、行政効果を十分見極め、効率的・重点的な予算要求を行うこと。
2. 決算で多額の不用額が生じた事業や年度途中で予算不足が生じて流用等の措置をした事業については、その実績を十分に分析・精査のうえ適切な予算要求となるよう努めること。
3. 新規事業の実施、事業拡大や変更にあたっては、事前に政策企画課と十分な協議を行ったうえで要求すること。
4. 所管する事業について、以下の点に留意し行財政改革に資する見直しを検討すること。なお、検討の結果、見直しを予定する事業については、行政経営課と協議の上、予算に反映すること。
 - ・市単独事業の行政サービス水準について、他団体との比較などにより効果検証を行う
 - ・他団体が先行している効率的な事務運営の情報収集・分析を行い、更なる業務の効率化を図る
 - ・他部局との類似事業の統廃合について、関係部局で十分検討する
5. 令和3年度は枠配分事業を拡大している。これまで、複数年契約する事業の更新年度は、枠配分事業の対象外としていたが、今後はこのような取り扱いをせず、定型的な事業であれば枠配分の中で対応することとするので、次年度以降も見据えた予算積算とすること。なお、

枠配分対象事業に指定された事業であっても、事業内容や実施方法等の見直しにより適切な予算積算に努めること。

6. 歳入の確保については最大限の努力を払うこと。捕捉洩れのないよう十分注意するとともに、収納率の向上を図ること。
7. 国・県支出金については、制度研究を十分に行い、特定財源の計上洩れ等がないよう注意すること。
8. 特別会計及び企業会計については、独立採算の確保に努め、安易に一般会計からの繰入金等に依存することは厳に慎むこと。
9. 出資団体等に対しては、各団体の経営努力を強く求め、当該団体に対する補助金・委託料等の削減に努めること。
10. 決算審査の過程において指摘された事項、監査委員による定期監査等や包括外部監査の指摘のなかで、予算に係る事項は、改善のうえ適切に対応すること。